

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について

〔附属の表の2〕 電気用品の雑音の強さの測定方法
 <新旧対照表>

改正案	現行																																																																																																																																																																												
<p>第1章 共通事項</p> <p>1 適用区分 1.1 適用章別 (略)</p> <p>別表第八 光源及び光源応用機械器具</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">電気用品名等</th> <th rowspan="2">適用章別</th> </tr> <tr> <th>政令品名</th> <th>省令における細部品名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>写真焼付器</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>マイクロフィルムリーダー</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>スライド映写機</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>オーバーヘッド映写機</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>反射投影機</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>ビューワー</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>エレクトロニックフラッシュ</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>写真引伸機</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>写真引伸機用ランプハウス</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>白熱電球</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td rowspan="2">蛍光ランプ</td><td>(一般形)</td><td>6</td></tr> <tr><td>(安定器内蔵形)</td><td>7</td></tr> <tr><td>エル・イー・ディー・ランプ</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>電気スタンド</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>家庭用つり下げ型蛍光灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>ハンドランプ</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>庭園灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>装飾用電灯器具</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>その他の白熱電灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>その他の放電灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>エル・イー・ディー・電灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>広告灯</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>検卵器</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>電気消毒器(殺菌灯)</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td rowspan="2">家庭用光線治療器</td><td>(赤外線ヒーター又はアーク放電によるもの)</td><td>5</td></tr> <tr><td>(ランプによるもの)</td><td>7</td></tr> <tr><td>充電式携帯電灯</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td rowspan="2">複写機</td><td>(電磁誘導加熱利用のもの)</td><td>2及び4</td></tr> <tr><td>(その他のもの)</td><td>4</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">以下 (略)</p>	電気用品名等		適用章別	政令品名	省令における細部品名等	写真焼付器		5	マイクロフィルムリーダー		5	スライド映写機		5	オーバーヘッド映写機		5	反射投影機		5	ビューワー		5	エレクトロニックフラッシュ		5	写真引伸機		5	写真引伸機用ランプハウス		5	白熱電球		5	蛍光ランプ	(一般形)	6	(安定器内蔵形)	7	エル・イー・ディー・ランプ		7	電気スタンド		7	家庭用つり下げ型蛍光灯器具		7	ハンドランプ		7	庭園灯器具		7	装飾用電灯器具		5	その他の白熱電灯器具		7	その他の放電灯器具		7	エル・イー・ディー・電灯器具		7	広告灯		7	検卵器		7	電気消毒器(殺菌灯)		7	家庭用光線治療器	(赤外線ヒーター又はアーク放電によるもの)	5	(ランプによるもの)	7	充電式携帯電灯		5	複写機	(電磁誘導加熱利用のもの)	2及び4	(その他のもの)	4	<p>1 適用区分 1.2 適用章別 (略)</p> <p>別表第八 光源及び光源応用機械器具</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">電気用品名等</th> <th rowspan="2">適用章別</th> </tr> <tr> <th>政令品名</th> <th>省令における細部品名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>写真焼付器</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>マイクロフィルムリーダー</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>スライド映写機</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>オーバーヘッド映写機</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>反射投影機</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>ビューワー</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>エレクトロニックフラッシュ</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>写真引伸機</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>写真引伸機用ランプハウス</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>白熱電球</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td rowspan="2">蛍光ランプ</td><td>(一般形)</td><td>6</td></tr> <tr><td>(安定器内蔵形)</td><td>7</td></tr> <tr><td>電気スタンド</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>家庭用つり下げ型蛍光灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>ハンドランプ</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>庭園灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>装飾用電灯器具</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>その他の白熱電灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>その他の放電灯器具</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>広告灯</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>検卵器</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>電気消毒器(殺菌灯)</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td rowspan="2">家庭用光線治療器</td><td>(赤外線ヒーター又はアーク放電によるもの)</td><td>5</td></tr> <tr><td>(ランプによるもの)</td><td>7</td></tr> <tr><td>充電式携帯電灯</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td rowspan="2">複写機</td><td>(電磁誘導加熱利用のもの)</td><td>2及び4</td></tr> <tr><td>(その他のもの)</td><td>4</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">以下 (略)</p>	電気用品名等		適用章別	政令品名	省令における細部品名等	写真焼付器		5	マイクロフィルムリーダー		5	スライド映写機		5	オーバーヘッド映写機		5	反射投影機		5	ビューワー		5	エレクトロニックフラッシュ		5	写真引伸機		5	写真引伸機用ランプハウス		5	白熱電球		5	蛍光ランプ	(一般形)	6	(安定器内蔵形)	7	電気スタンド		7	家庭用つり下げ型蛍光灯器具		7	ハンドランプ		7	庭園灯器具		7	装飾用電灯器具		5	その他の白熱電灯器具		7	その他の放電灯器具		7	広告灯		7	検卵器		7	電気消毒器(殺菌灯)		7	家庭用光線治療器	(赤外線ヒーター又はアーク放電によるもの)	5	(ランプによるもの)	7	充電式携帯電灯		5	複写機	(電磁誘導加熱利用のもの)	2及び4	(その他のもの)	4
電気用品名等		適用章別																																																																																																																																																																											
政令品名	省令における細部品名等																																																																																																																																																																												
写真焼付器		5																																																																																																																																																																											
マイクロフィルムリーダー		5																																																																																																																																																																											
スライド映写機		5																																																																																																																																																																											
オーバーヘッド映写機		5																																																																																																																																																																											
反射投影機		5																																																																																																																																																																											
ビューワー		5																																																																																																																																																																											
エレクトロニックフラッシュ		5																																																																																																																																																																											
写真引伸機		5																																																																																																																																																																											
写真引伸機用ランプハウス		5																																																																																																																																																																											
白熱電球		5																																																																																																																																																																											
蛍光ランプ	(一般形)	6																																																																																																																																																																											
	(安定器内蔵形)	7																																																																																																																																																																											
エル・イー・ディー・ランプ		7																																																																																																																																																																											
電気スタンド		7																																																																																																																																																																											
家庭用つり下げ型蛍光灯器具		7																																																																																																																																																																											
ハンドランプ		7																																																																																																																																																																											
庭園灯器具		7																																																																																																																																																																											
装飾用電灯器具		5																																																																																																																																																																											
その他の白熱電灯器具		7																																																																																																																																																																											
その他の放電灯器具		7																																																																																																																																																																											
エル・イー・ディー・電灯器具		7																																																																																																																																																																											
広告灯		7																																																																																																																																																																											
検卵器		7																																																																																																																																																																											
電気消毒器(殺菌灯)		7																																																																																																																																																																											
家庭用光線治療器	(赤外線ヒーター又はアーク放電によるもの)	5																																																																																																																																																																											
	(ランプによるもの)	7																																																																																																																																																																											
充電式携帯電灯		5																																																																																																																																																																											
複写機	(電磁誘導加熱利用のもの)	2及び4																																																																																																																																																																											
	(その他のもの)	4																																																																																																																																																																											
電気用品名等		適用章別																																																																																																																																																																											
政令品名	省令における細部品名等																																																																																																																																																																												
写真焼付器		5																																																																																																																																																																											
マイクロフィルムリーダー		5																																																																																																																																																																											
スライド映写機		5																																																																																																																																																																											
オーバーヘッド映写機		5																																																																																																																																																																											
反射投影機		5																																																																																																																																																																											
ビューワー		5																																																																																																																																																																											
エレクトロニックフラッシュ		5																																																																																																																																																																											
写真引伸機		5																																																																																																																																																																											
写真引伸機用ランプハウス		5																																																																																																																																																																											
白熱電球		5																																																																																																																																																																											
蛍光ランプ	(一般形)	6																																																																																																																																																																											
	(安定器内蔵形)	7																																																																																																																																																																											
電気スタンド		7																																																																																																																																																																											
家庭用つり下げ型蛍光灯器具		7																																																																																																																																																																											
ハンドランプ		7																																																																																																																																																																											
庭園灯器具		7																																																																																																																																																																											
装飾用電灯器具		5																																																																																																																																																																											
その他の白熱電灯器具		7																																																																																																																																																																											
その他の放電灯器具		7																																																																																																																																																																											
広告灯		7																																																																																																																																																																											
検卵器		7																																																																																																																																																																											
電気消毒器(殺菌灯)		7																																																																																																																																																																											
家庭用光線治療器	(赤外線ヒーター又はアーク放電によるもの)	5																																																																																																																																																																											
	(ランプによるもの)	7																																																																																																																																																																											
充電式携帯電灯		5																																																																																																																																																																											
複写機	(電磁誘導加熱利用のもの)	2及び4																																																																																																																																																																											
	(その他のもの)	4																																																																																																																																																																											

※第2章～第6章は改正なし。

改正案	現行																																																																																														
第7章 照明器具等																																																																																															
<p>1 許容値</p> <p>(1) 照明器具、安定器内蔵形蛍光ランプ、<u>エル・イー・ディー・ランプ</u>及び光電式自動点滅器等は、次の(イ)又は(ロ)のいずれかを適用する。</p> <p>(イ) 半導体を有する照明器具、安定器内蔵形蛍光ランプ、<u>エル・イー・ディー・ランプ</u>及び光電式自動点滅器等「半導体を有する」とは、次に掲げる回路に半導体素子を用いるものをいう。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>付表7-1 負荷条件等の個別事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">政令品名</th> <th style="width: 10%;">省令における細部品名等</th> <th style="width: 50%;">負荷条件及び試験条件備考</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>ハンドランプ</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>エル・イー・ディー・ランプ</u></td> <td></td> <td><u>イ) ランプは、安定した点灯状態とする。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>庭園灯器具</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>白熱電灯器具 放電灯器具</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>エル・イー・ディー・電灯器具</u></td> <td></td> <td><u>イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告灯</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	政令品名	省令における細部品名等	負荷条件及び試験条件備考	備考	(略)	(略)	(略)	(略)	ハンドランプ		(略)		<u>エル・イー・ディー・ランプ</u>		<u>イ) ランプは、安定した点灯状態とする。</u>		庭園灯器具		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	白熱電灯器具 放電灯器具		(略)		<u>エル・イー・ディー・電灯器具</u>		<u>イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。</u>			<u>ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。</u>			<u>ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。</u>		広告灯		(略)		(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	<p>1 許容値</p> <p>(1) 照明器具、安定器内蔵形蛍光ランプ及び光電式自動点滅器等は、次の(イ)又は(ロ)のいずれかを適用する。</p> <p>(イ) 半導体を有する照明器具、安定器内蔵形蛍光ランプ及び光電式自動点滅器等「半導体を有する」とは、次に掲げる回路に半導体素子を用いるものをいう。</p> <p>① 電源回路(単なる整流のために用いるものを除き、機器の入力電源に直接又は低インピーダンスを介して接続される半導体が該当する。)</p> <p>② 発振回路</p> <p>③ 制御回路 ただし、光導電素子は除く。</p> <p>(ロ) (イ)以外の照明器具。</p> <p>(2) ~3.1まで(略)</p> <p>3.2 負荷条件等の個別事項 付表7-1による。</p> <p style="text-align: center;">~5.1.1.3まで(略)</p> <p>付表7-1 負荷条件等の個別事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">政令品名</th> <th style="width: 10%;">省令における細部品名等</th> <th style="width: 50%;">負荷条件及び試験条件備考</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>光電式自動点滅器</td> <td>イ) 負荷電流は、定格の1/10とする。 ただし、出力に半導体を使用している場合、負荷電流は定格とする。 ロ) 負荷は白熱灯とする。 ハ) 負荷は、点灯状態とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気スタンド</td> <td></td> <td>イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 姿勢は、製造者の指定する姿勢とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭用つり下げ型蛍光灯器具</td> <td></td> <td>イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 蛍光灯器具が安定する姿勢で操作が容易な状態とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハンドランプ</td> <td></td> <td>イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>庭園灯器具</td> <td></td> <td>イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭用光線治療器</td> <td></td> <td>・ ランプは、安定した点灯状態とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安定器内蔵形蛍光ランプ</td> <td>・ ランプは、安定した点灯状態とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白熱電灯器具 放電灯器具</td> <td></td> <td>イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告灯</td> <td></td> <td>イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電撃殺虫器</td> <td></td> <td>イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。 ニ) 電撃格子に負荷を加えない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調光器</td> <td></td> <td>イ) 定格負荷の白熱灯を負荷とする。 ロ) 負荷は、点灯状態とする。 ハ) 機器が、安定する状態で操作が容易な状態とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	政令品名	省令における細部品名等	負荷条件及び試験条件備考	備考		光電式自動点滅器	イ) 負荷電流は、定格の1/10とする。 ただし、出力に半導体を使用している場合、負荷電流は定格とする。 ロ) 負荷は白熱灯とする。 ハ) 負荷は、点灯状態とする。		電気スタンド		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 姿勢は、製造者の指定する姿勢とする。		家庭用つり下げ型蛍光灯器具		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 蛍光灯器具が安定する姿勢で操作が容易な状態とする。		ハンドランプ		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。		庭園灯器具		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。		家庭用光線治療器		・ ランプは、安定した点灯状態とする。			安定器内蔵形蛍光ランプ	・ ランプは、安定した点灯状態とする。		白熱電灯器具 放電灯器具		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。		広告灯		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。		電撃殺虫器		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。 ニ) 電撃格子に負荷を加えない。		調光器		イ) 定格負荷の白熱灯を負荷とする。 ロ) 負荷は、点灯状態とする。 ハ) 機器が、安定する状態で操作が容易な状態とする。	
政令品名	省令における細部品名等	負荷条件及び試験条件備考	備考																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																												
ハンドランプ		(略)																																																																																													
<u>エル・イー・ディー・ランプ</u>		<u>イ) ランプは、安定した点灯状態とする。</u>																																																																																													
庭園灯器具		(略)																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																												
白熱電灯器具 放電灯器具		(略)																																																																																													
<u>エル・イー・ディー・電灯器具</u>		<u>イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。</u>																																																																																													
		<u>ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。</u>																																																																																													
		<u>ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。</u>																																																																																													
広告灯		(略)																																																																																													
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)																																																																																												
政令品名	省令における細部品名等	負荷条件及び試験条件備考	備考																																																																																												
	光電式自動点滅器	イ) 負荷電流は、定格の1/10とする。 ただし、出力に半導体を使用している場合、負荷電流は定格とする。 ロ) 負荷は白熱灯とする。 ハ) 負荷は、点灯状態とする。																																																																																													
電気スタンド		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 姿勢は、製造者の指定する姿勢とする。																																																																																													
家庭用つり下げ型蛍光灯器具		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 蛍光灯器具が安定する姿勢で操作が容易な状態とする。																																																																																													
ハンドランプ		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。																																																																																													
庭園灯器具		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。																																																																																													
家庭用光線治療器		・ ランプは、安定した点灯状態とする。																																																																																													
	安定器内蔵形蛍光ランプ	・ ランプは、安定した点灯状態とする。																																																																																													
白熱電灯器具 放電灯器具		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。																																																																																													
広告灯		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。																																																																																													
電撃殺虫器		イ) ランプは、製造者が指定したランプを用いる。 ロ) ランプは、安定した点灯状態とする。 ハ) 器具が、安定する状態で操作が容易な状態とする。 ニ) 電撃格子に負荷を加えない。																																																																																													
調光器		イ) 定格負荷の白熱灯を負荷とする。 ロ) 負荷は、点灯状態とする。 ハ) 機器が、安定する状態で操作が容易な状態とする。																																																																																													

※第8章、第9章は改正なし。